

令和3年2月1日

標茶町立小・中学校の保護者様

標茶町教育委員会教育長 島田哲男

標茶町立学校における携帯電話の取扱い等について

日ごろから本町の教育活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

さて、学校における携帯電話の取扱い等について令和2年7月に文部科学省より方針が示され、北海道教育委員会からも令和2年8月に基本的な指導方針が示されたところです。標茶町教育委員会といたしましては、国や道の方針に基づき「標茶町立学校における携帯電話の取扱い等基本方針」を定めました。基本方針では、携帯電話について、教育活動に直接必要のない物であることから、小学校・中学校ともに「原則禁止」としております。その上で、特別な事情のある場合については個別に家庭と学校で協議することとしています。

各学校は標茶町の基本方針に基づいて、学校の実情に応じたガイドラインを作成中であり、令和3年4月に学校から保護者の皆様に対して方針が示される予定です。

保護者の皆様には、この件につきまして趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお「標茶町立学校における携帯電話の取扱い等基本方針」は標茶町ホームページに掲載されております。

【標茶町ホームページ URL】 <https://town.shibecha.hokkaido.jp/>

不明な点やお問い合わせは教育委員会指導室（485-2111）までお願いいたします。